

目 次

平成18年度住民監査請求（第1号）監査結果

第1 請求の受理	
1 請求人	1
2 請求書の提出及び受理	1
第2 監査の実施	
1 請求の要旨	1
(1) 請求要旨	1
(2) 措置請求内容	1
2 監査対象	
(1) 地方自治法の対象行為	3
(2) 監査対象行為の認定	3
(3) 監査対象事項の認定	4
3 除斥	4
4 監査対象部局等	4
5 請求人の証拠の提出及び陳述	4
6 監査の方法	4
第3 監査の結果	
1 事実関係	5
(1) 交際費支出に係る一連の事務 処理について	5
ア 財務規則等に定める一連の事務 処理及び実態	5
イ 町長交際費の支出決定等について	5
(2) 支出事項に係る事実関係	6
2 監査委員の判断	
交際費支出に係る判断結果	8
3 結論	9
監査委員の要望	11

平成18年度住民監査請求（第1号）監査結果に対する措置

監査結果に対する措置	12
------------	----

北海道北見市職員措置請求（住民監査請求）監査結果

第1 請求の受理

1 請求人

<省略>

2 請求書の提出及び受理

平成19年2月19日提出のあった本措置請求書（以下「請求書」という。）は、所要の法定要件（形式的要件）を具備しているものと認めこれを受理しました。

第2 監査の実施

1 請求の要旨

請求書並びに請求人の陳述及び監査委員の質問に対する答弁を総合した結果、請求（主張事実及び措置請求）内容を次のように解しました。

（1）請求要旨

区 分	請 求 要 旨
請求対象者	北見市長
主 張	「旧常呂町の平成17年度一般会計交際費159件 2,663,721円の支出について、領収書等焼却処分行為に伴い、その適法性が立証できない。」ほか。 （下記「（2）措置請求内容」に記載のとおり。）
措 置 請 求	「北見市長は元常呂町長（北見市副市長）井原久敏及び元常呂町助役（北見市監査委員）阿部周司に対し当該金額を北見市へ返還するよう求める請求。」ほか。 下記「（2）措置請求内容」に記載のとおり。

（2）措置請求内容

主張事実・行為	違法・不当とする主張理由及び各請求内容	請求対象者
ア 旧常呂町の平成17年度一般会計交際費159件 2,663,721円の支出。	前渡資金整理簿及び領収書が存在せず、支出の適法性が立証できない。 この金額を、市に返還すべき旨の勧告をせよ。	北見市長
イ 旧常呂町国民健康保険病院勤務医に対する引越費用等1,237,162円の支出。	病院事業会計から支出すべきであり、一般会計交際費から支払った行為には瑕疵があり、不当である。（この金額を）市に返還すべき旨の勧告をせよ。	北見市長

主張事実・行為	違法・不当とする主張理由及び各請求内容	請求対象者
ウ 元常呂町助役（北見市監査委員）阿部周司は公文書破棄が犯罪であることを知りながら、交際費領収書等を焼却処分したこと。	今後とも他の公文書等を焼却する意思があると考えられるので、予備的請求として、常呂総合支所への立入りを禁止する旨の勧告をせよ。	北見市長
エ 元常呂町助役（北見市監査委員）阿部周司の領収書等焼却処分行為。	刑法第 258 条公用文書等毀棄罪 ^{きき} に該当するので、元常呂町助役（北見市監査委員）阿部周司を刑事訴訟法第 239 条第 2 項の規定により告発すべき旨の勧告をせよ。	北見市長
オ 元常呂町助役（北見市監査委員）阿部周司の領収書等焼却処分行為。	地方自治法第 197 条の 2 に規定する「罷免」に該当することは論を待たない。直近開催の市議会に「罷免議案」の提出をすべきであり、その旨の勧告をせよ。 併せて、同人から辞職願が提出された場合、不受理とすべき旨の勧告をせよ。	北見市長
カ 元常呂町助役（北見市監査委員）阿部周司は、今後さらに領収書等焼却処分行為と同様の行為を犯す恐れがあること。	常呂総合支所への立入りを禁止する旨の勧告をせよ。	北見市長
キ これらの違法行為を元常呂町長（北見市副市長）井原久敏は当然認知していたはず。	その責任は免れない。 今後、その損害を回復するため元常呂町長（北見市副市長）井原久敏、元常呂町助役（北見市監査委員）阿部周司に対し求償権を發動させておくべきであり、今後両名に支払い予定の給料、報酬等の債権を保全すべき旨の勧告をせよ。	北見市長
ク 旧常呂町は他市町と比較し、交際費、旅費とも突出しており、さらに平成 17 年 11 月には 70 万円を追加補正しているという事実。	合併前のかけ込み支出ともいえるべきものであり、交際費、旅費以外のすべての予算についても同様の支出をしている疑いがある。 よって旧常呂町の全予算について外部監査を行うべき旨の勧告をせよ。	北見市長
ケ 道内一部自治体の財政再建団体指定に係り、議会や監査機能に対し住民の疑念が発生している状況を背景に、北見市においては、元常呂町助役（北見市監査委員）阿部周司自ら支出書類を焼却処分したこと。	この不信を解消するためには、罷免するだけでは不十分であり、制度的改革の断行が必要。「外部監査制度」の導入によって市民の信頼を回復すべきであり、この導入の勧告をせよ。	北見市長

2 監査対象

前記の「措置請求内容」全てを対象とし、以下のとおり監査を進めることとしました。

(1) 地方自治法の対象行為

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象となるのは、違法又は不当な「財務会計上の行為」であるとされています。当該普通地方公共団体の執行機関（長、委員会若しくは委員）又は職員が職務の執行に際し行う、当該地方公共団体に損害を生じさせる法律的行為又は事実行為をいい、具体的には違法又は不当な次の行為及び怠る事実が対象となるものです。

- ① 公金の支出
- ② 財産の取得、管理、処分
- ③ 契約の締結、履行
- ④ 債務その他の義務の負担
- ⑤ 上記①～④の行為が確実に予測される場合
- ⑥ 公金の賦課又は徴収を怠る事実
- ⑦ 財産の管理を怠る事実

(2) 監査対象行為の認定

請求人が主張する各事実・行為については、「措置請求内容」のア～ケに記載のとおりですが、これらの行為が、法に定める上記（1）①～⑦の「財務会計上の行為」に該当するかどうか、それぞれ請求内容を含め総合的に考察した結果、次のように認定いたしました。

まず、請求人が主張する、「ア 交際費支出」及び「イ 引越費用等の支出」の各行為については、上記（1）①の「公金の支出」にそれぞれ該当するものと認定し監査対象としました。

一方、「領収書等焼却処分」をはじめとするウ～ケの各行為については、いずれも住民監査請求の対象を限定している法に定める行為に該当しない「非財務会計上の行為」と認定し、これらについては監査対象から除外いたしました。

なお、監査過程で、請求人が主張する「領収書等焼却処分」に係わる「領収書等」については、法第 237 条で「財産とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」と規定されていることから、「財産」には該当しないものと解しました。

(3) 監査対象事項の認定

次に、前記で監査対象行為と認定したアとイのうち法に定める「請求のできる期間（法第242条第2項では、当該行為のあった日（本件では支出の日）から1年）」の規定に基づき、当該請求における監査対象となる具体的な支出事項は、10件、合計金額1,466,426円（6ページ参照）となりました。

なお、本件では、法第242条第2項ただし書きの「正当な理由」については、請求人の疎明がないことから、当該判断には及んでおりません。

3 除斥 本監査に当たっては、法第199条の2の規定により、阿部周司監査委員（平成19年3月13日付け退職）を除斥しました。

4 監査対象部局等

- ・元常呂町長（北見市副市長）
- ・元常呂町助役（前北見市監査委員）
- ・旧常呂町総務課、企画財政課（北見市常呂総合支所総務課）
- ・旧常呂町出納室
- ・旧常呂町国民健康保険病院（北見市国民健康保険常呂病院）

5 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、平成19年2月27日に請求人から請求書の要旨を補足する陳述を聴取しました。

なお、その際、請求書の記載事項に関する新たな証拠として、新聞記事等の写しの提出がありました。

6 監査の方法

請求書、同請求書に添付された事実証明書、請求人の陳述及び追加された事実証明書を検討するとともに、関係書類等の収集、照合及び検証並びに関係職員等からの説明聴取、実地検査により監査を実施しました。

なお、平成17年度旧常呂町町長交際費に係る領収書等は、元常呂町助役（前北見市監査委員）阿部周司が平成18年11月13日に廃棄したことから、これらの確認については、各支出先に出向くなどの方法により行いました。

（説明聴取を行った関係職員等）

元常呂町長（北見市副市長）、元常呂町助役（前北見市監査委員）、元常呂町企画財政課長（常呂総合支所長）、元常呂町総務課長（常呂教育事務所長）、前常呂総合支所総務課長（常呂教育事務所生涯学習課長）、国民健康保険常呂病院事務局課長、前常呂総合支所総務課総務担当係長（健康推進課管理担当係長）、元常呂町企画財政課財政係長（常呂総合支所総務課管財担当係長）、文書課長、文書課文書担当係長

第3 監査の結果

1 事実関係

認定した主な事実は次のとおりです。

(1) 交際費支出に係る一連の事務処理について

ア 財務規則等に定める一連の事務処理及び実態

平成17年度町長交際費支出に係る一連の事務処理は、資金前渡員である助役が銀行口座に振込まれた前渡資金を旧常呂町財務規則第92条に定める前渡資金整理簿様式等により収支を記載すべきところ、独自書式(平成17年度交際費出納帳、^{※注1}支出命令書、^{※注2}H17交際費(一覧))^{※注3}を作成し、支出処理を行っていた実態にありました。

また、旧常呂町財務規則第93条の前渡資金の精算時には、証拠書類(領収書等)を添えて支出命令者(企画財政課長)に精算報告すべきところ、その証拠書類の添付をすることなく事務処理されていた実態にあることが認められました。

※注1 平成17年度交際費出納帳 … 助役が独自に作成した書式で整理していた出納帳

※注2 支出命令書(領収書添付) …… 助役が独自に作成した書式で領収書をのりづけし町長の確認印を受けていた書類

※注3 H17 交際費(一覧) …………… 助役が独自に作成した書式で支出後まとめて町長の確認を受けた支出一覧

イ 町長交際費の支出決定等について

交際費支出は、町長交際費支出基準(内規)に基づき、町長が判断決定し、会食代等については、社会通念上儀礼の範囲を配慮して執行しており、内規については、社会状況を勘案し適宜見直しを行っていたとの説明を受けました。

(2) 支出事項に係る事実関係

監査対象として認定した10件の支出事項は、下記のとおりです。

各支出事項に係る事実関係の確認及び検証につきましては、領収書が存在しないため可能な限り直接支払先に出向き、関係人からの説明聴取及び支出確認のできる書類の提出をいただくなど、実地検査を行いました。その結果、全件正当債権者に支払われていることが確認されました。

番号	支払年月日	金額 (円)	内 容
①	平成18年2月20日	2,814	昼食代
②	平成18年2月21日	5,000	管内助役会総会負担金
③	平成18年2月22日	6,720	来客昼食代
④	平成18年2月25日	13,180	バーヘッドお土産
⑤	平成18年2月25日	100,000	カナダ経費
⑥	平成18年2月26日	10,000	福山町内会敬老会祝い
⑦	平成18年2月27日	39,000	閉町記念式典2次会賄い
⑧	平成18年2月27日	32,550	来客用干し貝柱
⑨	平成18年2月28日	20,000	香典、供花料
⑩	平成18年3月2日	1,237,162	医師確保支度金
10件	合計金額	1,466,426	

なお、各支出事項毎の支出内容は、以下に記載のとおりです。

ア 支出①について

昼食代は、報道機関との懇談経費として支出したものです。

イ 支出②について

網走支庁管内市町村助役会定期総会懇親会経費として支出したものです。

ウ 支出③について

昼食代は、報道機関との懇談経費として支出したものです。

エ 支出④について

旧常呂町は平成3年7月4日にカナダのアルバータ州バーヘッド町と姉妹町提携を行い、カーリングを中心とした交流活動を実施してきました。平成18年にはバーヘッド町姉妹都市提携15周年となることから記念事業を含め合併後の交流のあり方について意見交換し、今後の交流について協議することを目的に訪問しました。その際に国際交流委員会役員関係者への土産経費として支出したものです。

オ 支出⑤について

姉妹都市交流において現地で通訳一人を3日間雇い上げた費用（車代含む。）60,000円及び関係役員を招いた会食代40,000円（一人当たり8,000円）を併せて、姉妹都市交流経費として支出したものです。

カ 支出⑥について

福山町内会敬老会へ町長が出席し、直接祝い金として支出したものです。

キ 支出⑦について

平成18年2月25日に開催された閉町記念式典の記念講演講師及び常呂町の記念誌「ところ学—ホタテ王国からの発信」発行に係る編集協力者との懇談会（2次会）経費として支出したものです。

ク 支出⑧について

来客用土産経費として支出したものです。

ケ 支出⑨について

元町議会議員である故人への香典、供花料として支出したものです。

コ 支出⑩について

医師確保支度金は、医師の引越費用等として支出したものです。

2 監査委員の判断

交際費支出に係る判断結果

交際費は、一般的には対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行のために必要な外部との交際上必要とされる経費と解されます。

また、「地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の接遇を行うことは、地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、当該事務に随伴するものとして、許容されるものというべきであるが、それが公的存在である地方公共団体により行われるものであることに思いを致すと、対外的折衝をする際に行われた接遇であっても、それが社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、地方公共団体の事務に当然伴うものとはいえず、これに要した費用を公金により支出することは許されない。」とする判断が示されています。(平成元年9月5日最高裁判決)

支出については、地方公共団体の長等に一定の裁量があると解されていますが、法第2条第14項では「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とし、また、地方財政法第4条第1項においては「地方公共団体の経費は、その目的を達成する為の必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定されているところです。

これらのことを判断基準とし、本件請求の町長交際費支出について、違法若しくは不当に当るかを総合的に判断しました。

ア 懇談、懇親会について（支出①、②、③、⑤、⑦について）

(ア) 昼食代について

支出①、③については、報道機関との意見交換や意思疎通のための懇談であり社会通念上儀礼の範囲内であり、違法、不当な支出には該当しないものと判断しました。

(イ) 懇親会について

- a 支出②、⑤（通訳料等含む。）については、社会通念上儀礼の範囲内で目的、金額、効果等の諸般の事情を勘案し、裁量権の範囲内であり、違法、不当な支出には該当しないものと判断しました。
- b 支出⑦については、平成18年2月25日に開催されました閉町記念式典後に記念講演講師及び常呂町発行の記念誌「ところ学—ホタテ王国からの発信」発行関係者との懇談会（1次会）後、さらに懇親会（2次会）をスナックで開催したもので、当該2次会に対する公金の支出は、職務執行上行われたものとはいえず、さらに、社会通念上儀礼の範囲を超えるものと判断しました。

イ 土産について（支出④、⑧について）

姉妹都市交流及び来客用土産経費として支出した④、⑧ともに、特段に高額なものではなく、社会通念上儀礼の範囲内であり、違法、不当な支出には該当しないものと判断しました。

ウ 敬老会開催祝いについて（支出⑥について）

福山町内会で開催された敬老会の祝い金は、社会通念上儀礼の範囲内であり、違法、不当な支出には該当しないものと判断しました。

エ 香料、供花料について（支出⑨について）

元町議への香料、供花料については、社会通念上儀礼の範囲内であり、特段高額とは言えないので、違法、不当な支出には該当しないものと判断しました。

オ 医師確保支度金について（支出⑩について）

旧常呂町国民健康保険病院では派遣医師の継続ができない状況となり、病院を存続するためには、新たに医師を確保することが旧常呂町にとって必要不可欠、かつ緊急を要する懸案事項となっていた状況の中で、平成18年2月27日に医師と赴任に関する確約書を取り交わしました。

このことから、緊急性及び合併直前における医師職員採用という特殊性に鑑み、医師に係る支度金を一般会計交際費で支払うことは町長の裁量権の範囲内であり、違法、不当な支出には該当しないものと判断しました。

3 結 論

平成18年2月25日の閉町記念式典2次会経費（⑦）の支出については、返還を求める請求人の主張には理由があるものと認め、次のとおり勧告いたします。

なお、他の9件の支出については、請求人の主張には理由がないものと認めます。

勸 告

平成19年2月19日に提出された北海道北見市職員措置請求書に基づき監査した結果、本件交際費の一部の使途が適切でない認められるので、市長に対し、次の事項につき、平成19年5月18日を期限として措置をするよう勧告する。

記

旧常呂町町長交際費から飲食経費（2次会分）として支出した39,000円について、元常呂町長井原久敏に対し返還を求め、北見市の被った損害を補てんさせること。

(監査委員の要望)

本件監査請求は、旧常呂町の町長交際費支出に係るものでしたが、証拠書類である領収書等が処分されたことから、行政に対する市民の信頼感が著しく損なわれるという異例な事案でありました。

行政を取り巻く環境が厳しさを増す中で、行政に対する市民の関心も高まっている今日、各種事務事業の執行に当たっては、市民に対する説明責任を果たすとともに、行政運営の透明性を高めることが強く求められています。

今後の市政執行に当たっては、市民の知る権利に応えるためにも関係法令等の遵守の徹底を図り、文書等の整備保管に万全を期され、行政に対する市民の信頼確保に向けて、積極的に取組まれることを強く要望するものです。

19 北 職 第 53 号
平成 19 年 5 月 16 日

北見市監査委員

佐 藤 周 一 様
佐 藤 良 一 様
森 部 浩 司 様

北見市長 神 田 孝 次

住民監査請求にかかる監査結果に基づく勧告に対する
措置の結果について

住民監査請求にかかる監査結果に基づく勧告（平成 19 年 4 月 19 日付北監第 7 号）
について、地方自治法第 242 条第 9 項の規定に基づき、下記のとおり措置したので
通知します。

記

1．勧告に基づき講じた措置

旧常呂町町長交際費から 2 次会の飲食経費として支出した 39,000 円について、
勧告どおり元常呂町長井原久敏氏に返還させることといたしました。

- (1) 返 還 額 39,000 円
- (2) 通知年月日 平成 19 年 5 月 16 日

2．要望事項についての対応

今後の市政執行に当たっては、関係法令等の遵守をさらに徹底し、また、文書等
の整備保管について改善に努め、行政に対する市民の信頼確保に向けて努力いたし
ます。